

呉市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定について

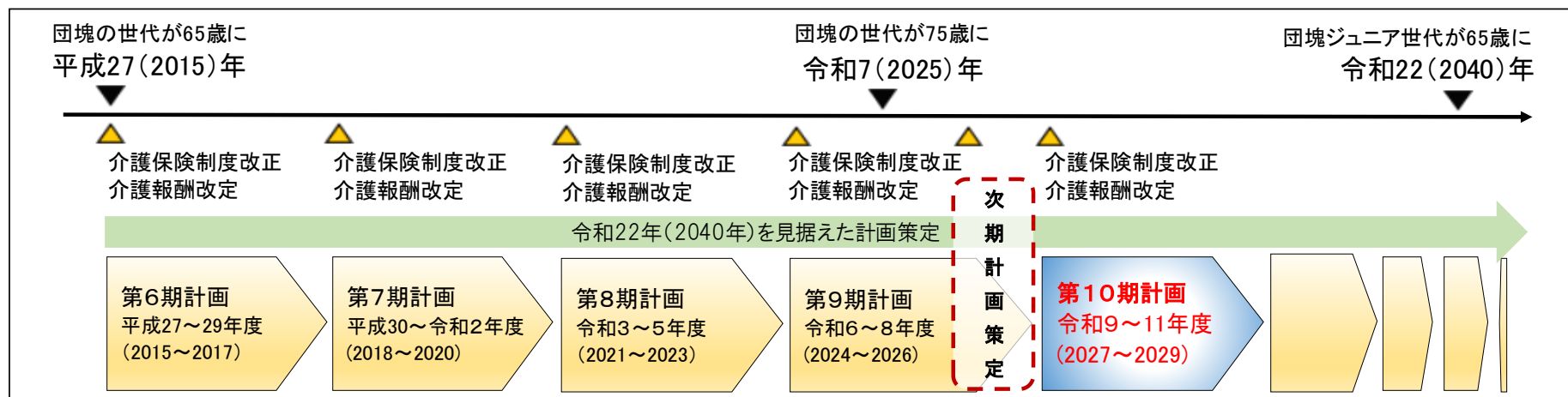
1 計画策定の趣旨、計画で定める事項及び計画の位置付け

(1) 計画策定の趣旨

本市においては、介護保険事業に係る保険給付を円滑に実施するとともに、高齢者に関わる施策を総合的・計画的に推進するため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定による「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定による「市町村介護保険事業計画」を一体のものとした「呉市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「現行計画」といいます。）を策定しています。令和8年度で現行計画の計画期間が満了するため、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「呉市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」（以下「次期計画」といいます。）を策定します。

(2) 計画で定める事項

- ア 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量及び地域支援事業の事業ごとの見込量
- イ 介護サービス等の見込量を確保するための方策（施設整備など）
- ウ 介護保険給付費、保険料水準などの推計（第10期介護保険料の設定）
- エ 課題解決に向けて取り組む施策（介護サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの深化ほか）



(3) 計画の位置付け

次期計画は、現行計画での目標や具体的な施策を踏まえ、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、現役世代が急減する令和22年に向けて、本市の高齢化の状況及びそれに伴う介護需要を見据えた令和9年度から11年度までの3年間の計画とします。

最上位計画である「第5次呉市長期総合計画」の高齢者福祉に係る部門計画の役割を担っており、福祉分野の上位計画である「第2次呉市地域福祉計画」を始め、「第4次健康くれ21（健康増進計画・食育推進計画）」、「第8期呉市障害福祉計画」、「広島県老人福祉計画・介護保険事業支援計画（第10期ひろしま高齢者プラン）」など、関係計画等との整合性を図ります。

2 高齢者を取り巻く現状と課題

(1) 高齢者を取り巻く現状

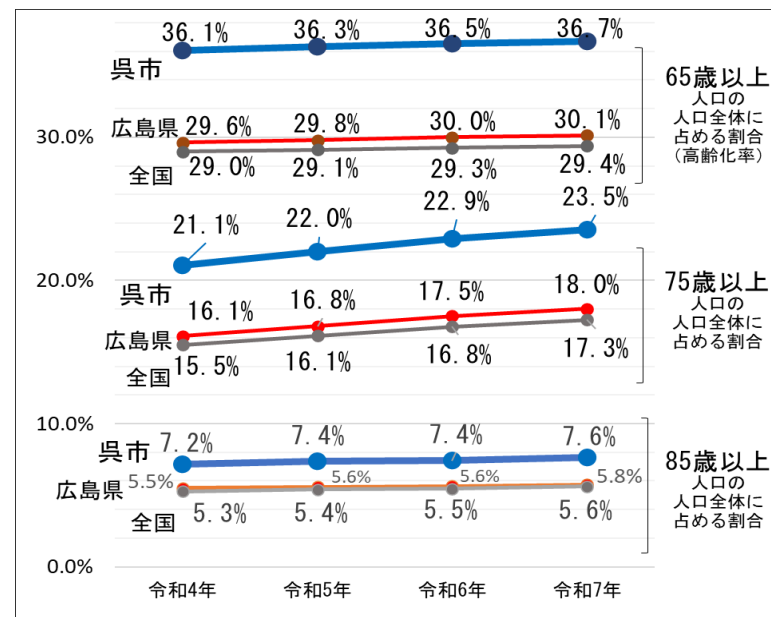
65歳以上人口、75歳以上人口及び85歳以上人口が人口全体に占める割合は、右図が示すように、呉市は全国・広島県に比べると高くなっており、高齢化が進んでいます。また、要介護（要支援）認定者数やサービス受給者数は増加傾向にあり、要介護（要支援）認定率は、全国・広島県に比べると低くなっているものの、年々増加しています。

(2) 課題

医療や介護が必要となる後期高齢者の更なる増加や、一人暮らし高齢者、高齢夫婦世帯及び認知症高齢者の更なる増加が見込まれる中、今後も日常暮らし地域で安心した生活を送り続けることができるよう、健康寿命の延伸に向けた介護予防、生活支援や地域での支え合いの仕組み等の施策を推進していく必要があります。

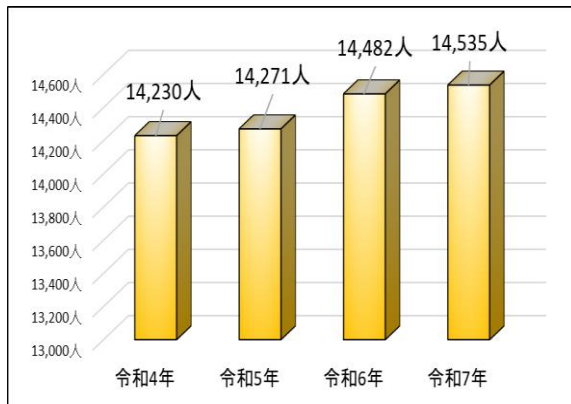
また、要介護度の重度化が進んだとしても、自分の尊厳を保ちながら必要な医療・介護サービス等が受けられるよう環境を整えていく必要があります。

① 65歳以上、75歳以上及び85歳以上人口の人口全体に占める割合の推移【呉市・広島県・全国】



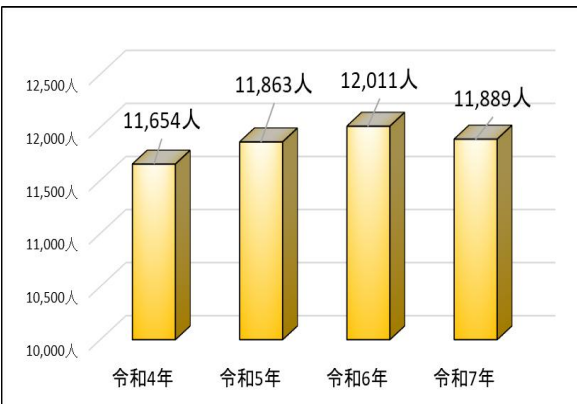
【出典】呉市：住民基本台帳（各年9月末）、広島県・全国：総務省統計局（各年10月1日）

② 要介護（要支援）認定者数の推移【呉市】



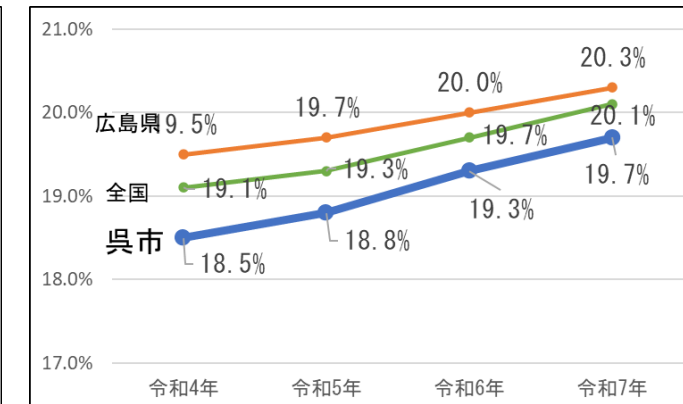
【出典】厚生労働省介護保険事業状況報告（各年9月末）

③ サービス受給者数の推移【呉市】



【出典】厚生労働省介護保険事業状況報告（各年9月末）

④ 要介護（要支援）認定率の推移【呉市・広島県・全国】



【出典】厚生労働省介護保険事業状況報告（各年9月分から算出（第1号認定者数／第1号被保険者数））

3 次期介護保険制度改正と次期計画の基本指針（案）

(1) 介護保険制度の見直しに関する意見（概要）

我が国では、今後、介護と医療の双方を必要とする85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれます。加えて、地域ごとに高齢化や人口減少の進行度合いに差があることも踏まえ、早急な対応が求められています。このような社会環境の変化の中においても、高齢者が自己決定に基づき必要なサービスを受け、希望する場所で安心して生活できる社会の実現が求められています。そのためには、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化や、これらを通じた地域共生社会の実現・深化に向けた取組を更に推進することが必要となります。また、福祉サービス間の連携に加え、介護や福祉以外の地域資源との効果的な連携が重要になります。

以上のことを基に、厚生労働省に設置されている社会保障審議会介護保険部会では、主に次の事項について検討を行い、令和7年12月25日に、「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられました。

- ア 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築
- イ 地域包括ケアシステムの深化
- ウ 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援
- エ 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

(2) 次期計画に関する基本指針（案）

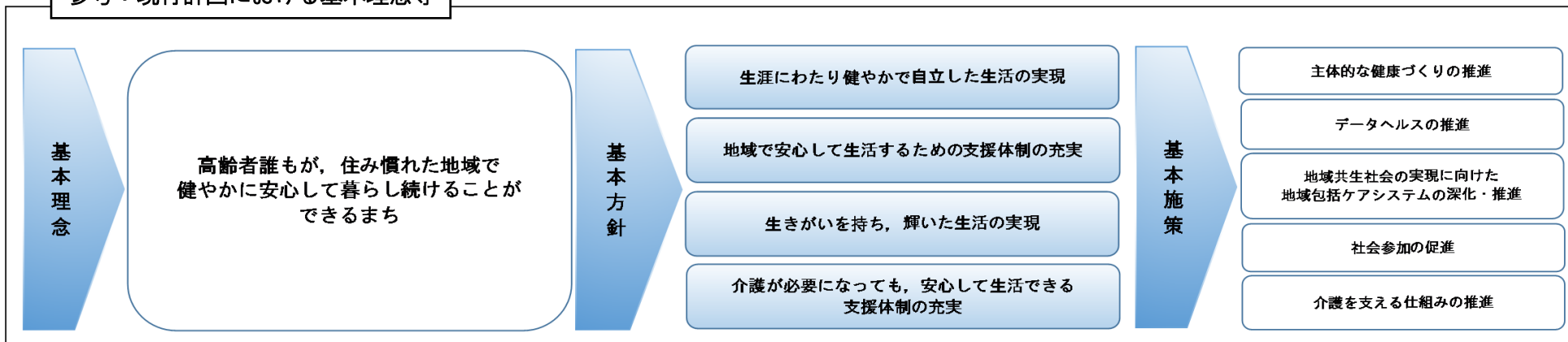
厚生労働省は、都道府県及び市町村の介護保険事業計画策定のための基本的事項と、上記「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえ、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるようにするために、次期計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項について、次のとおり検討を行っています。

- ア 介護サービス基盤の計画的な整備
 - (ア) 都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上でのサービス提供体制の在り方の検討
 - (イ) 計画策定に当たって確認すべき指標や状況の提示
- イ 地域包括ケアシステムの深化
 - (ア) 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上
 - (イ) 頼れる身寄りがいない高齢者等の地域課題を解決するため、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進
 - (ウ) 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進
- ウ 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等
 - (ア) 都道府県を主体とする介護人材確保に関するプラットフォーム構築と課題解決に向けた取組の推進
 - (イ) テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進

4 次期計画における基本理念等

国が定める基本指針や呉市を取り巻く環境の変化を踏まえ、現行計画の基本理念である「高齢者誰もが、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまち」、基本方針及び基本施策を継承・発展させるとともに、新しい視点を加えることにより、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けて、高齢者に係る様々な施策の検討を進めていきます。

参考：現行計画における基本理念等



5 スケジュール(予定)

